

博多湾環境保全計画推進委員会設置要綱

（目 的）

第1条 博多湾の水質を保全し、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生及び創造を推進するため、博多湾環境保全計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1） 博多湾環境保全計画の進行管理に関すること
- （2） 博多湾の環境の状況を把握するための調査に関すること
- （3） 博多湾の環境保全に係る課題解決に向けた調査・研究に関すること
- （4） その他博多湾の環境保全のために必要と認められる事項

（委 員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者から、市長が任命する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 関係団体に所属する者
- （3） 学識経験を有する者
- （4） その他第1条の目的達成のために必要な知識、経験を有すると認められる者

2 前項第1号及び第2号の委員に事故があるときは、その代理者が委員の職務を行うことができる。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議を招集する時は、開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に事前に通知するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、以下に掲げる者で事務局を構成する。

- (1) 農林水産局水産部水産振興課
- (2) 道路下水道局計画部下水道計画課
- (3) 港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課
- (4) 環境局環境共生部自然共生課

2 事務局の庶務は、環境局環境共生部自然共生課で行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

博多湾環境保全計画推進委員会委員名簿

R8.4.1 現在（敬称略）

区 分	氏 名	所 属（役 職）
学識経験者	伊豫岡 宏樹	九州産業大学建築都市工学部 准教授
学識経験者	楠田 哲也	九州大学 名誉教授
学識経験者	栗原 暁	九州大学大学院農学研究院 助教
学識経験者	小島 治幸	九州共立大学 名誉教授
学識経験者	田畑 俊範	九州大学大学院農学研究院 准教授
学識経験者	内藤 佳奈子	県立広島大学生物資源科学部 准教授
学識経験者	松山 倫也	九州大学大学院農学研究院 特任教授
漁業従事者代表	半田 孝之	福岡市漁業協同組合 副組合長理事
市民団体代表	菊水 之恵	日本野鳥の会福岡支部 幹事
市民団体代表	角 博美	特定非営利活動法人 はかた夢松原の会 副理事長
事業者代表	岩田 知彦	株式会社海の中道海洋生態科学館 館長
関係行政機関	長本 篤	福岡県水産海洋技術センター 漁業環境課長

事 務 局

農林水産局水産部水産振興課

道路下水道局計画部下水道計画課

港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課

環境局環境共生部自然共生課